

日本の移住促進策の韓国への移転可能性の考察

—韓国地方都市の若年層移住・定住促進の提案—

朴 銀姫

社会情報大学院大学 広報・情報研究科 3期生

要 旨

近年、韓国は少子高齢化による人口減少が深刻な社会問題と認識されてきた。人口減少は全国的な現象であるが、地域によってかなりの違いが見られる。地方都市は、大都市への若年層の人口流出による過疎・高齢化が特徴である。これは、地域産業の低迷、定住環境の悪化、基礎生活サービス脆弱など、さまざまな問題を引き起こしている。このような過疎・高齢化が進む地方都市は、大都市から若年層を流入させるため、さまざまな政策や支援制度を実施している。

本研究は、韓国の地方都市の移住促進を実現するための方策を提案するため、日本の各主体別の移住支援制度と政策の事例を捉えて考察した。また、各主体の協力によるローカル・ガバナンス構築の必要性について論じた。

地方都市への移住・定住を促進するためのローカル・ガバナンスの構築は、地方都市の人口減少を抑制し、地域の活力回復を通じて持続可能な地域を作ることには貢献すると考えられる。

キーワード：地域消滅、人口還流、ローカルガバナンス

第1章 はじめに

1.1 本研究の背景と目的

近年、韓国は少子高齢化により人口減少が社会問題に取り上げられている。この50年の間、韓国は急激な人口の変化を経験している。朝鮮戦争後、1960年代から人口が急増し、人口増加が社会安定と経済成長を阻害する要因として認識されることになった。韓国政府は1960年代から1980年代に強力な出産抑制政策が推進された。それにより人口は継続的に減少することになり、1984年には合計出生率が2.1未満に下がり、その後少子化現象が続いて、2001年から超少子化社会¹⁾に入った。統計庁の資料によると、2019年の韓国の出生率は0.92人と著しく減少している。(韓国統計庁、2019²⁾)。

このような人口構造の変化と人口減少は全国的な現象ではあるが、地域によってかなりの差が見られる。特に地方圏における人口減少は、地方から大都市への若年層が流出する「過疎・高齢化」が特徴である。その結果、地方都市

の地域消滅が懸念されている。地方都市の人口減少は、地域産業の低迷、定住環境の悪化、基礎生活サービスの脆弱などの要因が複合的に作用した結果である。しかし、何より人口流出による社会的減少が主な原因だと言える。地方都市の人口流出は首都圏及び大都市圏に集中し、人口の量的格差を拡大させている(ミン・ソンヒ、2018)。現在、韓国の総人口の約50%が首都圏に集中している反面、郡地域に居住する人口は全体人口の約8%に満たないのである(韓国統計庁、2018)。

地方都市の転出者のうち、かなり多い数は大学及び就職を理由にする20代、30代の若年層である。このような若年層の流出は、地域の消費低迷を招き、消費の低迷は生産活動の縮小につながり、雇用が失われ、また新たな転出者を生み出す悪循環を作っている。また、それにより地方都市の人口減少の現象は歯止めなく続くものになる。このような人口減少の現象は地域内の経済活動を萎縮させるだけでなく、婚姻率及び出生率にまで影響を及ぼすため、地方都市の存続と関連した社会問題として浮上している。

過疎・高齢化が進む地方都市に若年層の移住や定住、大都市圏からのUJターン³⁾を促進する必要性が高まっている。これらの現状を打破するために、各地方自治体では若年層を対象とした移住促進を進めている。若年層の移住促進により、地域活性化を模索している。

本研究では韓国と同一社会現象を先に直面した日本地方都市の移住政策・支援制度を研究する。また、日本の地方創生事例を中心に分析し、韓国に適用可能な取り組みを導き出す。

本研究の目的は2点である。①日本の事例を参考として、効果的な韓国の若年層の地方都市への移住促進を明らかにする。②移住促進を目指して国・行政・住民団体がガバナンスを構築し、効果的な移住方策を分析し提案する。

1.2 本論文の構成

本研究は第1章から第4章で構成されている。第1章では、本研究の背景と目的について述べて、研究の構成を説明する。また、先行研究を調べ、既存研究との差別化について述べる。

第2章では、急速な人口減少が社会的な問題として認識されている韓国の現況を捉えるために、人口構成の変遷や地方消滅の危険性について述べる。次に、人口減少によるさまざまな社会課題について、日本で実施されている施策及び、国・行政・衰退地域で実施している移住支援政策と制度の現況を調べてまとめる。さらに、2020年の5月に内閣府が発表した「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」に基づいて、日本の地方都市への移住動向に注目し考察する。

第3章では、日本の事例として、若年層の地方都市への移住を促進するため、各主体別（政府・行政・住民団体）に取り組んでいる支援政策及び制度についてインタビューしてその内容を述べる。さらに、各事例調査の結果として明らかになった事項と得られた知見について考察した点をまとめる。

第4章では、研究内容をまとめて、韓国の地方都市の移住促進への示唆する点を述べる。また、本研究の限界性や今後の課題について述べる。

1.3 先行研究との位置付け

韓国の地方都市に関する研究には、中心商業地形成や変容、地方都市の活性化や都市再生の研究は多数存在する。しかし、日本の地方都市移住の取り組みを韓国に当てはめた研究は少ない。一方で、移住に関する先行研究はいくつかある。

例えば、尹堵鉉氏⁴⁾は韓国における帰農者の特徴を把握するとともに、帰農者と地元住民との関係を明らかにすることを目的として、日本と韓国の比較研究を行った。その

結果、韓国の帰農者は地元住民との交流が少ないが、それについて大きく気にしていない。都市経験のある帰農者が、市場の流れを読む者と協業することで、6次産業化の展開や地域ブランド化などの農村振興の核となる可能性もあると述べている。

また、大前悠氏⁵⁾は韓国における帰農現象の特徴として、農村移住研究への新たな視座で研究した。研究結果によると、韓国の大都市から農村に移住する主な理由は、職場の業務上のストレスや人間関係における諸問題が特徴と述べている。大前氏は韓国社会において帰農が生起する社会経済的要因を検討して、その観点から考察した。

ただし、これらの先行研究は、韓国の移住者の特徴や移住を考える理由などを考察した内容であり、日本の地方都市移住の取組みを韓国に当てはめた研究ではない。

本研究では、日本の若年層の地方都市への移住に着目して回帰を促進するために、国・行政・住民団体の主体別の取り組みを分析し、相互補完的な協力モデル構築の必要性を明らかにする。その観点で本論文はオリジナリティがあると考えられる。

第2章 日韓現況調査

第2章では、若年層の移住支援政策や制度について日韓の現況を調査する。また、日本で実施されている移住支援政策及び制度の現況を調べまとめる。さらに、内閣府が発表した調査結果に基づいて、日本の地方移住動向を考察する。

2.1 韓国の人口構造変化及び地方消滅の危険性

韓国は2001年以後、合計出生率が1.3人未満に落ち、超少子化現象が続いている。2019年の合計出生率は0.92人を記録した。また、高齢化が継続し65歳以上の高齢人口の割合が2016年13.6%から2017年には14.2%に増加し、同年に初めて、生産年齢人口が減少した。このような人口構造の変化により、韓国は2028年に総人口がピークを見せた後、減少すると推定されている（韓国統計庁, 2019）。

韓国の人口構造の変化と人口減少は全国的な現象であるが、地域によってかなりの差を見せている。首都圏と大都市圏は全国平均より低い高齢人口の割合を示しているが、全羅南道、慶尚北道、全羅北道は19%以上の高い割合を示している（韓国統計庁, 2018）。特に、全羅南道や慶尚北道など、高齢社会にすでに進入している地方自治体の一部の郡では、地域人口が持続的に減少し、地域が消滅かねないという懸念が高まっている。

1) 韓国の人口構造の変化

韓国の人口は、1970年には約3,100万人だったが2015年にはほぼ5千万人に迫るほど増加した。また、急速に高齢

化が進んで、2018年に高齢社会に突入することになった。1970年以降、20歳未満の人口の割合は減少を続けているのに対し、40～59歳の中老年層と60歳以上の高齢層の人口割合は増加を続けている。20～39歳の若年層の人口割合は1970年から1995年までは増加傾向にあったが、1995年から2015年まで引き続き減少していることが分かる。このように、最近20年間の韓国社会は40歳未満の若年層の人口比率は持続的に減少し、40歳以上の人口比率は持続的に増加する高齢化の特徴を鮮明に表しているのが判断される。

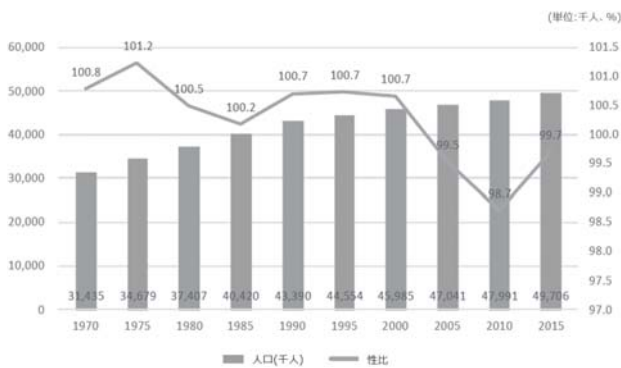


図2-1 人口数及び性比推移

資料：統計庁，人口住宅総調査（2015）

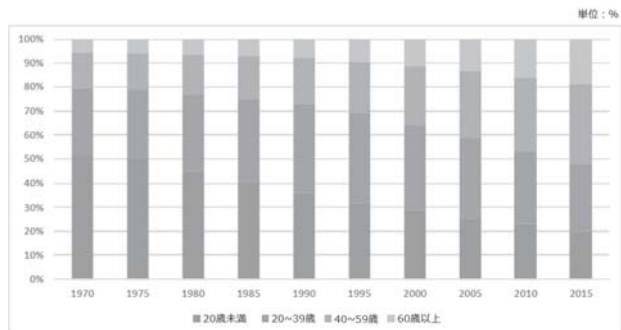


図2-2 年齢別人口比重推移

資料：統計庁，人口住宅総調査（2015）

2) 地方消滅の危機

人口構造の変化を地域別に見てみると、首都圏の人口規模が全体人口対比半分に近い49.1%程度を占めている。1970年以降、過去45年間の年平均人口増加率を地域別に見てみると、17広域市道⁶⁾のうち、ソウル及び6つの広域市の場合、持続的に人口が成長した反面、残りの9つの道地域の人口増加率は増加したところが4つ（京畿道、忠清北道、慶尚南道、済州特別自治道）地域である。残りの5つ（江原道、忠清南道、全羅北道、慶尚北道）の地域では、人口が減少している。

2.2 日本の移住支援政策・制度の現況

日本は人口減少による諸問題の解決策として、大都市圏に集中されている人口を分散させるため、移住の取組を積極的に展開してきた。本節では、日本の移住政策の変遷と政府で実施している移住支援政策や制度の現況を取りまとめる。

1) 移住促進対策の変遷

日本の移住促進政策は、1970年の過疎地域対策緊急措置法⁷⁾から始まった（地方圏から都市圏への移住是正が中心）。1980年末から1990年代初めまでにバブル景気になり、その後20年間日本の経済は不況に突入した。1987年発表された第4次全国総合開発計画は、東京一極集中の弊害に対処するため、国土の均等発展を図る「多極分散型国土」の形成を目的として掲げた。

1990年代半から2007年までは、国や都道府県が移住促進政策を本格的に始めた時期である。さらに、1990年半頃からは若年層の地方移住政策が始まり、若者と農山漁村をつなげる「緑のふるさと協力隊」（NPO、1994年開始）、「地域づくりインターン事業」（旧国土庁、1996）などの地域外部の人材を活用する政策が本格的に進んだことが特徴である。2000年度後半からは国が本格的に主導して過疎地域に若者を移住させる「地域おこし協力隊」（総務省、2009）などの政策が実施された。

2) 移住支援政策・制度の現況

地方への移住・定住促進に向けて国で実施している支援政策や制度を2つに分けて捉えてみると①都市部と地方をつなげた交流支援制度と②移住・定住に関する情報提供である。

総務省で実施している制度は、地域おこし協力隊と地域おこし企業人がある。地域おこし協力隊は、過疎地域に地域外の人材を送って、地域協力活動を行い、任期後にもその地域で定住・定着を図る制度である。地域おこし企業人は、三大都市圏に所在する企業などの社員が一定期間、地域の価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出ように国が必要な支援を行う制度である。内閣府で実施している制度として地方創生インターンシップ事業がある。また、移住・定住の情報提供として、国で行っている支援としては、地域力創造アドバイザー、移住・交流情報ガーデン、地方人材還流促進事業などがある。

このように国は地方移住・定住を促進するため、企画や広報、また財政措置など地方自治体と移住希望者を支援するさまざまな制度を実施している。

その反面、各自治体で実施している制度は、主に「結婚・子育て支援」、「住宅建築補助」、「交通」、「就職・起業支援」

などがある。また、移住に興味・関心を持っている移住希望者むけに「移住情報提供」や「移住体験ツアー」を実施するなど、その地域に合わせた取り組みを行っている。

2.3 日本の地方都市への移住・定住の認識調査

1) 地方移住に関する意識変化

内閣府で実施したウェブアンケート調査（2020年5月）結果によると、東京在住者（20～59歳）の49.8%が「地方暮らし」に関心を持っていることがわかる。特に地方圏出身者が地方移住に関心が高いことがわかる。

■地方への移住意向

地方への移住意向について、国で実施した過去の世論調査結果と比較すると、国民の地方移住への意識変化が高まっていることが分かる。表2-1を見ると2014年の調査では「意向がある者」は全体の約4割（40.7%）でしたが、2020年は49.8%を占めている。約10%ポイント上昇した。具体的に性別で見ると、「意向がある者」のうち男性は2014年36.8%だが、2020年は54.2%で上昇した。女性も、2014年26.7%から2020年は45.3%で地方移住への意向が高まっている。調査対象の年代別にみると、20～30代の若年層の移住意向が高まっていることが注目される。

表2-1 過去の世論調査における地方移住への意向

単位：%

地方移住・定住意向がある者の割合	男性				女性				
	2014	2016	2018	2020	2014	2016	2018	2020	
全体	36.8	36.1	44.0	54.2	26.7	25.0	32.8	45.3	
年代	20代	47.4	43.8	57.6	56.8	29.7	32.1	51.4	56.1
	30代	34.8	43.6	38.3	52.9	31.0	29.2	35.7	45.4
	40代	39.0	32.9	48.5	54.1	31.2	24.9	28.2	41.5
	50代	40.7	30.2	36.9	53.5	27.0	18.6	32.0	40.7
	60代	37.8	24.2	39.0	X	28.8	14.6	17.7	X

※2014年調査：内閣府、「農山漁村に関する世論調査」、対象：東京都、18～69歳男女

※2016年調査：総務省、「農山漁村地域に関する世論調査」、対象：東京都、20～64歳男女

※2018年調査：内閣府、「東京都在住者の今後の暮らしに関する意向調査」、東京都、18～69歳男女

※2020年調査：内閣府、「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」、東京都、20～59歳男女

資料：内閣府、総務省の調査より筆者作成

■地方へ移住を意識したきっかけ

今回の調査結果では、東京出身者は「旅行」、地方圏出身者は「将来のライフプランを考えたこと」である。「地方暮らし」を意識したきっかけは、東京出身の場合、「旅行」（25.2%）、「将来のライフプランを考えたこと」（23.7%）順である。地方圏出身者の場合、「将来のライフプランを考えたこと」（32.4%）、「帰省がきっかけ」（23.2%）になっ

ている。出身地域によって地方都市への移住に関する興味・関心が違うことが分かる。

地方都市への移住意向が高まったこととともに、そのきっかけも変化してきたのが分かる。2014年はほぼ結婚や子育てまた仕事による理由が主になっているが、2016年以降からは気候や自然環境、スローライフを実現したとの理由が主になっている。いわゆる、都市から離れて地方から新しいライフスタイルを作って人生を楽しめる価値を地方で求めている人が増えていることである。

今回の調査では、地方圏出身の若年層が地元に戻らない理由としては、男女共通で「コミュニティが狭すぎること」、「仕事がないこと」などが挙げられた。さらに、女性特有の理由として「帰りたのに、地元の価値観（女性への偏見など）になじめない」という意見があった。

つまり、地方移住を活性化するためには、地方自治体は良質の「仕事」を作ることとともに、移住者が入りやすい「地域コミュニティ」を作ることが重要であることが明らかになった。

第3章 事例調査

3.1 インタビューの概要

人口減少や過疎・高齢化が進む日本の地方都市における、若年層の移住・定住促進のために実施している施策について、主体別の当事者のインタビューを中心に研究を進める。

インタビュー対象は、国（総務省）、行政（西条市）、住民団体（相模原市藤野地区）の担当者を中心とする。

3.2 主体別のインタビュー調査

3.2.1 総務省の移住・定住支援制度【国】

1) 地域おこし協力隊の概要

都市圏から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。任命された隊員は、一定期間³⁾に地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。総務省の地域自立応援課の井上明氏は、次のように述べている。

「任命された隊員の最後の定住・定着を目指すっていうところが一つのキーワードだと思います。着任された隊員のサポート体制として考えるのが良いと思います。」

地域おこし協力隊員の採用や任命権を持って、実際この体制を実施している主体は地方自治体である。この取組を導入したい地域は自ら隊員を募集して、採用活動や任命す

る一連のことを実施している。

総務省では、その地方自治体の地域おこし協力隊の推進に要する経費や隊員の給料・活動費に対して財政的な支援をしている。

■地方財政措置

- ① 活動に要する経費は隊員1人当たり年間440万円上限。報償費として240万円、そのほかの経費として200万円を支給。
 - ② 地域おこし協力隊員の起業・事業承継に要する経費を支給する。1人当たり100万円。
 - ③ 隊員の募集などに要する経費として、1団体当たり200万円上限。
- 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費として、1団体に100万円上限で支給。

2) 地域おこし協力隊の取り組みの背景

総務省は、旧自治省以来の地域振興、地域活性化のための施策や旧国土庁の過疎対策を引き継いだが、2008年7月には大臣官房に地域力創造審議官が置かれ、地域政策課、国際室、地域情報政策室、地域自立応援課、地域振興室、コミュニティ・交流推進室（2012年から人材力活性化・連携交流室）、過疎対策室（以上、地域力創造グループ）の業務を所掌することとされた。

同年12月に総務省が発表した「地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～」では、さまざまな主体が連携して地域力を高めるための取組を展開することとされ、その中で、「意欲ある都市住民（若者など）を、農山漁村が「地域おこし協力隊員（仮称）」として受け入れ「地域への貢献や、地方での生活を望む都市住民（若者など）のニーズに応えとともに、人口減少・高齢化に悩む地方（受け入れ側）を活性化。（協力隊員の定住・定着も視野に）」と掲げられたことが制度創設の端緒となった。

その後、小田切徳美明治大学教授をはじめとする有識者などと検討が進められた結果、「地域おこし協力隊推進要綱」を定め、2009年度の制度創設に至った。

3) 地域おこし協力隊の取り組みの現況と成果

地域おこし協力隊は2009年創設して31団体で隊員89人で始めた。2019年度の地域おこし協力隊員数は約5500人で、2009年度と比べて約5倍に増加している。隊員の約4割が女性であり、年齢構成で見ると約7割が20歳代（29.6%）と30歳代（37.7%）が占めている。

表3-1 地域おこし協力隊員数及び取り組み団体数の推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1629人
団体数	31	90	147	207	318	444
年度	2015	2016	2017	2018	2019	
隊員数	2799人	4090人	4976人	5530人	5503人	
団体数	673	886	997	1061	1071	

資料：総務省、「地域おこし協力隊の概要」（2019）

地域おこし協力隊は2024年度まで8,000人に拡充する目標として、具体的な支援制度を図っている。

地域おこし協力隊の定住状況に関わる調査結果⁹⁾によると、任期終了後の隊員の約6割が活動地と同一の市町村に定住（50.8%）したり、活動地の近隣市町村に定住（12.0%）している。そのなか、同一の市町村内に定住した隊員の36%（2,464人）が自ら起業した。

一方、任期途中で退任した隊員数とその理由を調査した結果、委嘱期間よりも早く退任した隊員数は604名であった（2019年1月1日～12月31日の調査結果）。退任した理由としては、起業・就職などで退任した者は255名（42.2%）、家庭の事情（結婚、出産、介護）などで退任した者は72名（106%）、3者（地方自治体・受入地域・隊員）のミスマッチが106名（17.5%）、その他の理由が171名（28.3%）である。3者のミスマッチを防ぐためには、隊員の受入れ・サポート体制の構築が必要不可欠である。

4) 地域おこし協力隊の取り組みの困難点や改善点

地域おこし協力隊員として委嘱されて任期途中で退任する理由のなか、起業・就職はポジティブな受け止めで見ている。あと、家庭の事情により退任することは仕方ないことである。ただし、この中で注目すべきの退任した理由は、3者のミスマッチである。井上明氏は次のように発言する。

「地方自治体・受入地域・隊員の関係性がうまく行かなくてやめてしまう方が100名ちょっと毎年います。数値が少ないから大丈夫って言うことではなく、地域が外の方を受け入れることに対して、ポジティブかネガティブか。そう言うところまでつながるのでこの関係性は数字に出ているより深刻なことだと捉えています。

5500人の中で100人ぐらいいるよねって思うかもしれませんが、もっと真剣に取り組む必要があります。すなわち、こういったことがミスマッチングです。」

こういうことが起こるのを防ぐための改善策として、地域おこし協力隊員のサポートデスクを委託して運営している。「地域おこし協力隊OB・OGネットワークづくり推進

事業」(2019年度)。

隊員数の増加とともに隊員のニーズも多様化して、その一人一人に対するきめ細やかなサポートが求められている。

5) 地域おこし協力隊における地方自治体との関係性

国と地方自治体は平等的な関係として、地域おこし協力隊は地方自治体が主体として行っている。国は側面的支援として制度を作ったり、財政措置をする。総務省の井上明氏は国と地方自治体の関係について以下のように言う。

「ある意味、主体は自治体で、国が財政的なサポートをしている関係といえるのです。例えば、自治体では移住体験ツアーが一般的に実施されているので、地域おこし協力隊にもそれを当てはめようとして、現地にヒアリングに行ったり、現場を見に行ったりしながら、制度として作り上げていくことです。そして、これを全国で展開できるように制度化しようとしたりします。ですから、やっぱり主体は自治体であってわれわれは体制を支援する、そういう役割だと思います。」

6) 若年層の移住・定住促進を進めるにあたり、国の役割
若年層の移住や定住促進を進めるには、主役はその地域と認識している。地域の課題に合わせて制度を設計するのが必要である。井上明氏は次のように発言する。

「地方自治体が自ら地域の課題を考えて判断し、自ら解決できるように流れを作って、国は自治体が地域の課題を解決するように制度を考えて、それに対して財政的な支援をしたり、制度の趣旨を説明したりするのが一つの大きな役割だと思います。」

3.2.2 西条市の移住・定住支援政策・制度【行政】

1) 西条市の地域概要¹⁰⁾

西条市は愛媛県東部に位置して、気候は温暖で、豊かな自然環境と魅力的な観光資源を保有している。多種多様な農作物の産地であるとともに四国最大規模の工業地帯である。

西条市の総人口は、2020年1月1日時点は108,961人(外国人を含む)で、男性が52,690人、女性が56,271となっている。そのうち65歳以上の高齢者は31.9%を占め、人口の3.1人に1人が65歳以上、6.0人に1人が75歳以上で、高齢者(65歳以上)と生産年齢人口(15～64歳)の比率は、1対1.7となっている。つまり、若年は少ない、壮年または中年の1.7人がひとりの高齢者を支える社会となっている。世帯数は49,298世帯で、前年からプラス0.1%、26世帯が増加している。また10年前の2010年からはプラス2.8%(年率換算0.3%)、1,347世帯が増加した。2020年の

1世帯当たり平均人員は2.2人で、10年前は2.4人に比べると、1世帯当たり人員は0.2人減少したことが分かる。

2) 移住・定住政策の趣旨と概要

首都圏や大阪圏から西条市への移住・交流を促進することにより、地域の活性化を図るとともに、田舎暮らしを望む都市住民のニーズに対応する。空き家活用、生活インフラの整備、子育ての環境作りによるUIターン者の対策や地元に着住して住み続けられるまちづくりの方案を模索する。

① 全て無料・オーダーメイド型の移住体験ツアー

本格的に移住施策を始めた2018年度である。西条市では、完全無料の移住体験ツアーを実施している(現地までの往復交通費、市内交通費、宿泊費など)。日程及び体験先も参加者の個々のニーズに対応可能なオーダーメイド型のツアーが最大の特徴である。

② 参加者のニーズに合わせた「コミュニティ」との接点づくり

西条市の移住体験ツアーは移住に必要な生活環境を直接体験できるように行っている。ツアーを案内する際に行先は参加者のニーズに合わせて変わる。地方移住への大きなネックは人脈やネットワークと言われる。西条市は、その不安を払拭し、移住後のネットワークまでサポートしている。

③ 移住・定住の取り組みの特徴

西条市は、無料アテンドサービスも行っている。無料移住体験ツアー中は、参加者と担当者が移住後の生活イメージや移住に対する不安から仕事や趣味などさまざまなことを話し合い、深い信頼関係を構築する。移住参加者と本気で向き合い続けることが特徴である。

④ 空き家バンクサービス

定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンク事業を実施している。また、購入・賃借した空き家の改修費用及び残留する家財道具の搬出費用の一部を補助する。

※「西条市移住者住宅改修支援事業」2016年度より実施

3) 移住・定住の取り組みの背景

移住政策の背景には、子どもの数が減っているという危機感が一番大きな要因である。西条市の人口規模は2004年合併した後、約12万人近くいたが、継続的に減少し、2020年時点10万8千人程度である。1990年代には約1万5千人位だった児童・生徒の合計数が現在8千人程度で、4割以上の児童・生徒数が減っている。それに危機感を持ち、若い世代が住み続けることができるような地域にする移住政策に力をいれた。西条市は子どもの数が減るとともに、

学校が地域からなくなることを危惧した。児童数が少ない小学校は統廃合して公共施設をまとめる方が良いかもしれないが、根本的な解決策にはならない。西条市のシティブロモーション推進課の柏木潤弥氏は次のように発言している。

「西条市の一番小さい小学校は全校生徒が7人であり、小さい小学校でも残すのは地域にとってはいいかもしれませんが、子供達にとってそれは本当にいいんだらうかという疑問もあります。地域から社会に出ていた時に小規模の小学校の子供達はコミュニケーション能力がものすごく低いんじゃないかと。それは本当に幸せなことなんだらうか。」

西条市は解決策として各小学校、中学校の教室に電子黒板、デジタル教科書を投入し、大型のモニタースクリーンで授業を進めている。市内の小学校4校が同じ中学校に通うのでその4校をインターネットでつないで相互通信をしながらライブで遠隔合同授業を実施している。また、遠隔合同授業を行っている学校は一緒に遠足にいくとか、合同で運動会をして、一体感を持たせて、子どもたちのコミュニケーション能力が落ちないようにしている。

4) 西条市の移住・定住の対象と困難点や改善点

西条市の移住・定住取り組みの対象は、大都市圏の若者を中心とした子育て世代である。2020年度から関西圏の大学や第二新卒でUターンを考えている人を引き込む政策を展開している。移住ターゲットが若い世代なので、体験ツアーで募集したり、移住させるためには祝日や土日に説明会を実施せざるを得ない。それは行政の少ない人数で対応するのはかなり大変である。その面で、改善したいことは民間企業や住民との協力である。西条市では移住フルサポート事業やまちの人事部事業を実施している。移住フルサポートは、民間が主体になって、移住体験ツアーを実施し、移住希望者を案内することで、2021年度以降から実施する方策として検討している。柏木潤弥氏は次のように言う。

「体験ツアーで地域を案内するとき、参加者のニーズに合わせて、地元の人や先輩移住者から西条市の魅力や経験談などリアルな話を聞かせます。そしたら、ものすごく伝わるし、体験ツアーに来た人も真剣に聴きにいきます。最初、このやり方をやろうとした時に、地元の方に、こういう話をしてもらいませんかとお願いをすると、『それは別に……やってもいいけど、こんな田舎に来てくれる人が本当にいるんやん』、という言い方をまず最初にされます。それに対して、今田

舎くらしがブームなんですとか、こういう田舎がいいなんですという人が今本当に多いなんですと説明をして、協力してもらいます。その後、体験ツアーをして、3カ月後に『移住してきましたよ』と結果を地元の人に報告するとすごく喜んで、自分が役にたったんだと実感して、『また協力するね』というような好循環が生まれてきます。」

移住政策の取り組みにとって、地域住民も関心を持って地域の課題を実感し危機感を持って、協力してもらえるようになる。このような協力が市の全体に広がってもらえば移住政策の強みになると考える。

5) 取り組みにおける効果と新たに検討している政策

2018年度に始めた「無料移住体験ツアー」が話題を集め、同年の移住者増加率は、驚異の300%になった。雑誌「田舎暮らしの本」(宝島社)が2021年に発表した住みたい田舎ベストランキングに西条市は、総合部門1位、若者世代が住みたい田舎部門1位、子育て世代が住みたい田舎部門1位、シニア世代が住みたい田舎部門で1位に登りつめた。実際に、2017年度から2018年度にかけての移住者数は、約3倍の289人に増えている。

新たに検討している政策は、移住・定住を目指した婚活事業である。西条市の男性と市外の女性を婚活でマッチングして結婚後、西条市に定住させることを目指している。西条市も、少子化が急速に進んでいる。(2013年度出生数900人、2018年度出生数760人)子育て支援の前段階である結婚支援も含めて、行政の一貫した事業の展開が求められる。西条市は2018年度より結婚支援を実施している。引き続き男女の出会いのサポートを行うことで、婚姻数の増加と未婚化・晩婚化の解消を目指している。それに従って、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援仕組みをつくることを目標に掲げている。

移住・定住を進めるにあたり、行政の役割は移住希望者のニーズを把握してツアーの内容を企画したり、地元の人を紹介するなど、一律的な対応ではなく、1組1組積極的に向き合うことである。移住する前の情報提供や移住に対する相談ができる状況を作って、移住希望者が安心して、負担を減らすのが行政の役割である。また、移住した後にも地元で定着できるようにサポートを続けることである。

3.2.3 藤野地区の移住・定住支援制度【住民】

1) 藤野地区の概要¹¹⁾

藤野地区(以下、「藤野」)は相模原市の北西に位置している。都心から約1時間の距離にありながら、四方を山々に囲まれ豊かな河川が貫流する人口約9,700人、面積64.91

平方kmの森と水と湖の地区である。藤野の暮らしは、養蚕や酪農、木炭などを中心とした農林業がさかんとなり、農村型社会として共同意識を醸成し、ゆとりある社会を形成した。藤野は数度の町村合併を経て、2007年3月に相模原市となった。

旧藤野町では、戦後に画家たちが構想していた「芸術村」建設の歴史的経過を踏まえ、芸術家を育てる場、地域経済の交流の場として「ふるさと芸術村」づくりを進めて来た。

2) 移住・定住促進事業の趣旨と概要

一般社団法人藤野観光協会（以下、「藤野観光協会」）は、2013年から地域おこしのために、移住促進事業の取組が始めた。藤野の移住支援制度として実施している事業は2つがある。

1つは、「里まちな家」推進プロジェクトである（2016年～2018年）。事業推進の主体となる組織を作って協議会を結成して、移住・定住取り組みを実施している。

- ① 移住・定住のホームページやチラシの作成と説明会を開催
- ② 「里まちな家」をブランド化して、差別化を図ることで中古住宅の流通を促進
※ターゲットは首都圏居住の自然派志向のファミリー層
- ③ 移住・定住希望者と資産活用希望者との総合マッチング事業「里まっち」を運用
- ④ 金融支援のシステム構築

もう1つは、移住・住み替えサポート住宅推進プロジェクトである。（2018年～継続中）

- ① 専用ホームページ運用
・「里まっち」—津久井地域に「移住したくなる家さがし&家づくり」
・「さがすむ」—中央区・南区の市民の住み替え提案をPRする
- ② 資産活用希望者に対する全般的な相談
- ③ 津久井地域における高品質な住宅（＝「里まちな家」）を継続して増加させる
- ④ 中央区、南区の住宅を対象として「マイホーム借上げ制度」（JTI）の利用促進
- ⑤ 金融機関との連携による金融支援

3) 移住・定住の取り組みの背景

旧藤野町（現在相模原市緑区）の人口は現在、約8600人である。藤野は1998年度に人口が11,528人でピークした後、徐々に減少した。2007年度に相模原市と合併して人口が10,657人になったが続けて減っている。現在は人口減少とともに少子高齢化が進んでいる。

このように人口減少の波は止まらず、それにより地域に

空き家が増えている。その進行の抑制は喫緊の課題である。また、藤野の既存住宅は低層の木造住宅が多いが、大体一戸建て住宅で集合住宅が極端に少ない状況である。住宅価格や地価は手が届きやすいにも関わらず、中古住宅や土地ともに市場で流通されない。人口減少による、地域の衰退を防ぐために藤野では観光を地域おこしにつなげる取り組みを実施している。

4) 移住・定住の対象と困難点や改善点

藤野の移住促進は、人口の減少に歯止めをかけ、少なくとも現状維持を目指している。

ただし、人口増加のために、さまざまな優遇措置によって移住を促進する取り組みではない。自然と共生し再生可能な新しいライフスタイルを実現し、地域の魅力を向上させる新たなライフスタイルを求める移住者を増やすことを目指している。藤野をより活性化し、住みやすい豊かな町にしていく取り組みを目的としている。移住促進のターゲットとしては、首都圏居住の自然派志向のファミリー層である。多様なライフスタイルを求めている人で、地域を元気にする人を対象にしている。

社団法人の移住促進事業のメリットは、行政が実施する政策や制度は公平性が重要であるが、それに比べて、地域団体や住民主体で行われる事業には良い意味として公平性に囚われずに起動的に動けるのができる。

空き家や空き地などの物件を発掘するのはやすいことではない。しかし、田舎には自治会のような組織率が高い地域コミュニティがある。地域団体は地域の一員として自治会に参加して空き家、空き地の募集や地域の問題を共有して、情報収集や住民からの協力をもらうことが行政より容易である。一般社団法人観光藤野観光協会の佐藤鉄郎氏は、次のように言う。

「たまに自治会長さんが物件を持ってこられることもあります。それから口コミで情報が広がるとか。われわれだからできること。行政はそんなことをやらないし、やれないです。われわれは一般社団法人なのでできることです。例えば、売るとか貸すとかを周りに知られるのを嫌がってる人もいます。われわれはお金をもらって仕事をする営利団体ではないのでその安心感もあるかもしれないですね。」

佐藤鉄郎氏は、一般社団法人なので地域の住民との関係性がより良いのが地域団体が持つメリットだという。デメリットとしては資金の裏付である。民間や地域団体が主体になって移住支援事業をする場合、資金裏付をどう求めるかは非常に難しいことである。また、組織や人材が足りないことである。

5) 移住・定住促進事業の効果と新たに検討している事業

2013年4月に藤野の観光協会を発足して、地元活動団体や地域住民と話し合いを重ねた結果、「何もない」藤野をそのまま楽しむというコンセプトで、藤野里山体験ツアーを企画し、移住者を増やすことを図る。

「里山体験ツアー」は地域の居住者の家で直接地域を体験する。現在実施して6年経過した。2019年度には521人が体験ツアーに参加して、その中でリピーターも少なく無い。

新たに検討していることは、相模原市の住環境のポテンシャルの高めることである。①都市と豊かな自然環境がベストミックスの状態にある。②首都圏への通勤圏内にありながら不動産価値が安価であり戸建て住宅の入手も可能であること。これらのポテンシャル活かして移住・定住を促進することは人口減少の時代に対する一定の対応策になりうるのもだろう。

2019年6月から相模原市の「建築・住まい政策課」は空き家バンクサービスを始めている。相模原市はJTI¹²⁾のマイホーム借り上げ制度の相談窓口を登録して、空き家バンク、空き家相談員派遣事業などを始めた。住民にとって行政の信用力は絶対的なことである。地域の空き家や空き地の問題は行政が絡まないと決断し難い。また、行政が持っている広報の力と組織力は非常に良い資源と思われる。そこで、行政が企画して実施している移住支援制度と既に地域の団体が実施している移住事業を連携して相乗効果を上げる必要がある。

第4章 おわりに

本章では、本研究の目的である2点を述べる。①日本の事例を参考として、効果的な韓国の若年層の地方都市への移住促進を明らかにする。②移住促進を目指して国・行政・住民団体がガバナンスを構築し、効果的な移住方策を分析し提案する。

4.1 結論

最近、韓国は少子高齢化による人口減少が深刻な社会問題と認識されてきた。このような人口構造の変化と人口減少は全国的な現象であるが、地域によってかなりの違いが見られる。地方都市は、大都市への若年層の人口流出による過疎・高齢化が特徴である。これは、地域産業の低迷、定住環境の悪化、基礎生活サービス脆弱など、さまざまな問題を引き起こしている。

このような過疎・高齢化が進む地方都市は、大都市から若年層を流入させるために移住・定住を促進する、さまざまな政策や支援制度を実施しているが、大きな成果を生み出せていない状況である。

人口問題は韓国だけの問題ではない。韓国より先に産業

化や都市化が進んだ日本は、人口減少の問題を国の主な政策の一つとして認識し、2014年に地方創生法を策定し、東京一極集中を是正するためにさまざまな政策や支援制度を実施してきた。

本研究は人口減少により衰退しつつある韓国の地方都市の移住促進を実現するための方策を提案することとして、日本の地方都市移住支援制度および政策を内容的範囲として設定した。

第2章では、若年層の移住支援政策や制度について日韓の現況を調査し、次の3点を明確にした。

- 1) 韓国の人口減少は、全国で均等に現れるのではなく、地方都市で顕著である。地方都市から大都市の人口流出は、概ね若年層が目立つ。
- 2) 日本は、人口減少と東京一極集中の問題を解決するため、地方創生戦略を主要国家戦略課題とし、関連法律を制定、推進してきた。また、日本は地方自治体を主体とする施策とともに、持続可能な地域発展のための財政的支援策と人材を地方に送り込む制度を設けた。
- 3) 日本では地方移住への関心が高まっている。しかし、移住意向が高まったほど移住率が上がったわけではない。国と自治体は移住希望者の移住を考えるきっかけや必要条件、移住をためらう要因などを把握し、積極的な政策作りや制度構築する必要がある。

第3章では、日本の事例として、各主体別（国・行政・住民団体）に取り組んでいる移住支援政策や制度についてインタビューを実施して、得られた知見は以下のようなものである。

- 1) 国主体の支援制度として総務省で実施している取組は、制度企画や必要な財政措置である。国では地域が抱えている課題に対して地域主導型の政策を推奨している。
- 2) 行政主体の支援制度として、西条市で実施している取組は、行政の限られた人員で多くの移住希望者に対応することは限界がある。それで、住民や地域団体との協力が必要である。
- 3) 住民主体の支援制度として、藤野で実施している取組は、人口増加が目的ではなく、住みたい地域、また住み続けられる地域を作るが目的である。だが、財政調達や広報力・組織力が弱いので限界があって、行政と円滑に協力する必要である。

4.2 韓国への移住政策の提言

本研究では日本の事例を通して、韓国の大都市の若年層を地方都市へ移住・定住させるに必要な取組について研究した。人口減少による社会問題について、日本の移住政策や支援制度は韓国に示唆することは大きい。

第1に、少子高齢化は単なる経済的危機を越え、地域消滅を引き起こす可能性がある国家的に早急な懸案である。こうした社会問題に対して、国はより積極的に国民の認識を改善し、地方都市を強化するための国民の合意を得る必要があり、政策や制度を改善し、それに応じた対応をしなければならない。

第2に、人口減少及び景気低迷による低成長時代に、地方都市の消滅危機を解決するため、若年層の地方都市への移住を促進する政策や支援制度を樹立し、地域の活性化を図る必要がある。そのためには、地域に良質の雇用を創出し、労働環境と定住環境を改善する必要がある。例えば、筆者がヒアリングした西条市では、参加者の個々のニーズに対応したオーダーメイド型で完全無料の移住体験ツアーを実施している。また、結婚・出産・子育てや住居、交通など、地方移住に必要な本質的な要因を積極的に支援している。

第3に、地域自治と自立基盤を造成する住民組織や地域コミュニティを活性化させる必要がある。そして、国・行政・住民間の有機的な連合を図る組織を構築により、少子高齢化による人口減少や地域衰退また消滅を防ぐ取組を図る必要がある。

4.3 地方都市移住・定住促進のためのローカル・ガバナンスと韓国への示唆

人口減少時代における地方都市においては、少子高齢化及び若年層の大都市への人口流出により生産年齢人口が急速に減少している。それに伴い、労働力や企業の流出、産業の衰退等の地域社会の活力の低下や税収の低迷による財政の悪化等の悪循環が続き、地域は衰退して厳しい状況が懸念されている。

一方で、大都市においては、ゆとりや豊かさ志向へのライフスタイルの変化により、UJIターンや二地域居住など、「都市から地方への移住・交流」の意向が高まっている。これを踏まえ、各自治体では、移住を促進するため、さまざまな支援制度が実施されている。

定住条件を整えるために、地域に良質な仕事のつくり及び生活の質の向上など、多様な主体と協力が必要となる。ローカル・ガバナンスは、このような地域問題や公共サービスの今後の方向性を模索する上で有用な概念である。

ローカル・ガバナンスは地域で発生するさまざまな問題を解決して共同の目標を達成するために、地域社会のステークホルダーの水平的ネットワークとパートナーシップを形成する新しい共同意思決定体系と言える（図4-1）。

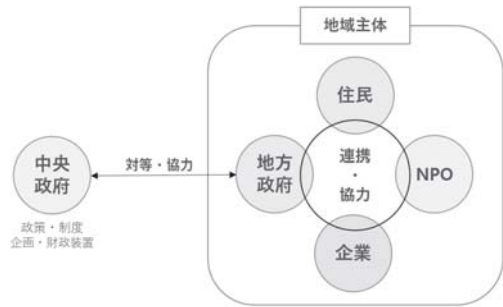


図4-1 ローカル・ガバナンス手法の概念図

資料：江藤俊昭「地域経営の新たな手法」（2017）より筆者加筆
<https://www.dhgiin.com/article/20170425/8598/>

各主体がそれぞれの能力を発揮し協力して、地域の課題に積極的に取り組めば地域の衰退を防ぐことができる。専門性を有する職員、市民性を有する住民、議論する能力を有する議員、それぞれが自分の役割を自覚し協力することにより、ローカル・ガバナンスを運営していくべきである。

ローカル・ガバナンスを運用するためには、第1に地域共同の目標を設定する必要がある。例えば、生活の質の向上、仕事をつくって雇用問題を解決、消費力を高めて地域活性化を遂げるなど、地域に合った共同の目標を設定してそれを達成するため、各主体間の理解と協力を図る必要がある。

第2に、地域の持続可能性と活性化のために、行政と協力するパートナーとして、住民の力量を強化させる必要がある。例えば、行政と住民が使用する言語や働き方、組織運営方式が異なるなどにより、葛藤が発生する場合がある。このような差を理解し、協力がガバナンスが運用するためには、各主体ごとの力量を強化するため継続的な教育をする必要がある。

本研究では、人口減少により衰退する地方都市の移住定住を支援するため、各主体の協力によるローカル・ガバナンス構築の必要性について論じた。地方都市への移住・定住を促進するためのローカル・ガバナンスの構築は、地方都市の人口減少を抑制し、地域の活力回復を通じて持続可能な地域を作ることに貢献すると考えられる。

韓国の地域開発は、1960年代から1980年代に至るまで国が主導するトップダウン型開発であり、主に物理的環境整備に焦点が進められた。それにより地域コミュニティの解体、貧困層及び社会的弱者の空間移転など、さまざまな問題が発生することになった。しかし、最近では住民参加を基盤としローカル・ガバナンスを構築して、地域社会の懸案について各主体が共に協議していくボトムアップ方式で行われている。

地域コミュニティを基盤とするローカル・ガバナンスは、地域社会の人的、物的資本などが組織化され、民主主義、経済成長、地域開発、協力的ネットワーク、都市計画など

のさまざまな地域懸案を解決していく上での核心的代案として注目されている。

4.4 研究の限界と今後の課題

本研究では、日本の事例から各主体別に地方移住促進のための政策及び支援制度を概観した。韓国の人口減少及び地方都市の消滅に対処するため、各利害関係者間のローカル・ガバナンスの構築が必要であることを導き出したことに意義がある。

韓国と類似の日本の地方都市の移住政策及び支援制度を中心に現況と事例を分析した結果である。でも、両国の社会的、慣習的、生活文化的な違いは明らかに存在する。このことから、日本の政策や制度、事例を一般化するには限界がある。このような本研究の限界は、後続研究を通じて補完される必要がある。

謝辞

本論文は2021年3月に社会情報大学院大学に提出した研究成果報告書を再構成したものである。審査に当たり、終始適切な助言を賜りご指導頂いた社会情報大学院大学広報・情報研究科の牧瀬稔特任教授、坂本文武教授、高広伯彦特任教授に深く感謝申し上げます。インタビューにご対応頂いた、総務省の井上明様、西条市の柏木潤弥様、相模原市藤野地区の佐藤鉄郎様に深謝致します。なお、本論文におけるあらゆる間違いは筆者に帰する。最後に、研究成果報告書執筆を支えてくれた家族と周りの方々に感謝致します。

注

- 1) OECD基準、合計出生率2.1人以下は少子化、合計出生率1.3人以下は超少子化に分類http://www.oecd.org/social/family/SF_2_1_Fertility_rates.pdf
- 2) 韓国の政府機関は「韓国」をつける。日本はそのままとする。
- 3) 人口還流現象の総称。Uターンは、地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターンは、地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターンは、地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。
- 4) 尹堵鉉・高柳長直 (2019)「韓国における帰農者の特徴と地元住民との関係—韓国慶尚南道密陽市の事例を中心として—」『農村研究』
- 5) 大前悠 (2013)「韓国における帰農現象の特徴—農村移住研究への新たな視座—」『村落社会研究』
- 6) 韓国は実効統治する領域を17の第一級行政区画（1特別市・6広域市・1特別自治市・8道・1特別自治道）に区分している。
- 7) 過疎地域対策緊急措置法の第一条は「この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活

水準及び生産機能の維持が困難となつている地域について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする」とある。

- 8) 活動期間は概ね1年以上3年以下である。
- 9) 2019年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊の定住状況について実施した調査、総務省※定住の統計は2017年3月末までに任期を終えた隊員に関する調査結果である。
- 10) 次のURLを参照されたい（2021年6月12日アクセス）。
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/citypromo/profile.html>
- 11) <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/midoriku/fujino/index.html>
- 12) JTI (Japan Trans-housing Institute), 一般社団法人移住・住みかえ支援機構

参考文献

- 包薩日娜・服部俊宏 (2017)『首都圏在住移住希望者へのwebアンケートによる地方移住要件と意向に関する研究』一般社団法人移住・交流推進機構JOIN『田舎暮らし特集 | Uターン / Jターン / Iターン』
<http://www.iju-join.jp/feature/guide/003/02.html> (閲 覧 : 2020.10.10)
- Jeon, Chang-jin (2014)『都市再生事業における社会的資本がローカル・ガバナンスに及ぼす影響に関する研究—ジョンジュ都市再生テストベッドを中心に—』, 全南大学校
- 韓国農村経済研究院 (2019)『地方分権時代における農村地域開発のガバナンスの定立方法研究』
- 韓国統計庁 (2019)『帰農者・帰村人統計』
- 公益財団法人 東北活性化研究センター (2019)『移住促進政策の現状と課題-地域おこし協力隊制度の可能性と活用促進に向けて』
- 李虎相 (2017)『韓国における人口動態と地方都市の活性化策』
- Lee, wang-geon (2017)『Future Prospect and Strategy for Urban Regeneration Project』, 国土研究院 (KRIHS)
- 増田寛也編 (2014)『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』, 中公新書
- ミン・ソンヒ (2018)『人口減少時代の国土計画』
- 内閣府 (2014)『東京在住者の今後の移住に関する意向調査』
- 内閣府 (2019)『地方創生の現状と今後の展開』
- 内閣府 (2020)『東京在住者の約半数が、地方圏での暮らしに関心あり』
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/ijuu_chousa-houkokusho_0515.pdf
- 農林畜産食品部 (2020)『2019年帰農・帰村実態調査結果発表-年齢別の特徴を反省したオーダーメイド型政策支援強化推進』
- 大前 悠 (2013)『韓国における帰農現象の特徴—農村移住研究への新たな視座—』
- 総務省 (2017)『過去の世論調査における都市住民の農山漁村地域への定住意向』
- 総務省 (2016)『農山漁村地域に関する世論調査』
- 総務省 (2018)『東京都在住者の今後の暮らしに関する意向調査』
- 多田忠義 (2016)『移住促進政策の変遷と課題：鳥取県鳥取市の事例を踏まえて』
- 尹堵鉉・高柳長直 (2019)『韓国における帰農者の特徴と地元住民との関係—韓国慶尚南道密陽市の事例を中心として—』

Consideration on the possibility of relocation of Japan's migration promotion measures to S. Korea

Eun hee Park

Abstract

Recently, in Korea, the decline of the population due to the low birth rate and the aging population has been recognized as a serious social problem. Although population decline is a national phenomenon, it varies considerably from region to region. Provincial cities are characterized by underpopulation and aging due to the outflow of young people to large cities. This causes a number of problems, such as a stagnation of local industries, deterioration of the settlement environment, and weakness of basic living services. In order to attract young people from large cities, various policies and support systems are implemented in local cities where such underpopulation and aging are in progress.

This study looked at Japanese migration support system and policy cases to suggest a plan for realizing the promotion of migration to local cities in Korea. In addition, the necessity of establishing local governance through cooperation of each actor was discussed.

Establishment of local governance to promote migration and settling in local cities is thought to contribute to creating a sustainable region by restraining the population decline in local cities and restoring the vitality of the region.

keywords: Local extinction, UJI return, local governance